



政府統計

報道関係者 各位

令和4年 1月 14日

【照会先】健康局健康課

女性の健康推進室長 松村 漠志 (内線 2334)

受動喫煙対策専門官 西村 緑 (内線 8845)

たばこ対策専門官 荻野 慶隆 (内線 8884)

課長補佐 磯崎 淳史 (内線 2346)

係 長 小川 真樹 (内線 2396)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2245

令和2年度「喫煙環境に関する実態調査」の結果を公表します

この度、令和2年12月末時点の多数の者が利用する施設の状況を調査（令和3年1月～2月に実施）した「喫煙環境に関する実態調査」の結果を取りまとめたので公表します。

本調査は、受動喫煙の防止に関する取組の一環として、平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行（令和2年4月）された後の状況を調査し、施行後5年を経過した場合において、更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。詳細は、別添の結果概要のとおりです。

【調査結果のポイント】

○学校、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設^{※1}）の喫煙環境（第1表）

第一種施設のうち、火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこの敷地内全面禁煙について、施設種別でみると「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が94.5%と最も高かった。

※1 第一種施設は多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、国及び地方自治体の行政機関の庁舎等が該当するが、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり、回答者の負担軽減の観点から、調査項目の重複は正のため、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外している。

○一般施設、事業所、飲食店（第二種施設^{※2}）の喫煙環境（第2表・第3表）

一般施設等において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている一般施設等は全体の72.2%であり、喫煙専用室を設置している一般施設等は8.5%であった。加熱式たばこを屋内全面禁煙としている一般施設等は全体の70.9%であり、加熱式たばこの喫煙及び飲食等も行える部屋（加熱式たばこ専用喫煙室）を設置している一般施設等は5.7%であった。

※2 第二種施設は多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設が該当するが、本調査では一般施設、事業所、飲食店（一般施設等）とその他の第二種施設等に分けて集計を行っている。

○既存特定飲食提供施設^{※3}と考えられる飲食店の喫煙環境（第3-1-1表・第3-1-2表）

全ての飲食店に占める、全面禁煙にしておらず、喫煙専用室も設置していない既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の割合は25.0%であった。既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店のうち、全面禁煙にしておらず喫煙専用室も設置していない飲食店の割合は、中小企業では19.7%、個人事業者では37.9%であった。

※3 本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち中小企業又は個人事業者で、かつ客席面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

○令和元年度と令和2年度との経年比較（第4表）

一般施設等において、屋内全面禁煙としている一般施設等の割合は、火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこともに約6割から約7割に増加した。屋内に、火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室を設置している割合が1.6%減少したのに対して、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は4.7%の増加であった。なお、第一種施設は調査対象から病院等を除いているため、比較していない。

令和2年度 喫煙環境に関する実態調査結果の概要

目次

I. 調査の概要	2
1. 調査の目的	2
2. 調査の実施時期	2
3. 調査対象及び回答状況	2
4. 調査項目	2
5. 結果の集計	2
6. その他	3
II. 結果の概要	3
第1部 令和2年度調査の結果	3
1. 学校、児童福祉施設、行政機関等(第一種施設)の喫煙環境	3
2. 一般施設、事業所、飲食店(第二種施設)の屋内の喫煙環境	4
3. 既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の喫煙環境	7
4. その他の第二種施設等(不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者)の屋内の喫煙環境	9
別表	10
第2部 令和元年度と令和2年度との経年比較	11
1. 敷地内全面禁煙状況(第一種施設)	12
2. 特定屋外喫煙場所の設置状況(第一種施設)	12
3. 火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙及び喫煙専用室設置の状況(一般施設・事業所・飲食店)	13
4. 加熱式たばこの屋内全面禁煙及び加熱式たばこ専用喫煙室設置の状況(一般施設・事業所・飲食店)	15

I. 調査の概要

1. 調査の目的

受動喫煙による健康影響は明らかであり、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、これまで、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課す健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）により対策を進めてきたところであるが、国民の健康増進を一層図るため、平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和元年 7 月の一部施行により、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設（第一種施設）が敷地内禁煙となった。また、令和 2 年 4 月の全面施行により、その他の多数の者が利用する施設（第二種施設）について原則屋内禁煙となったところである。

本調査は、改正法の全面施行後の令和 2 年 12 月末時点の喫煙環境を調査することで、施行後 5 年を経過した場合において、更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得ることを目的とするものである。

2. 調査の実施時期

令和 3 年 1 月～2 月（令和 2 年 12 月末時点）

3. 調査対象及び回答状況

総務省事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）から作成した母集団名簿等に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた 27 区分別に、全国の事業所、企業・法人・団体、地方公共団体を層化無作為抽出した 18,997 施設に調査票を郵送し、送付された調査票に記入の上郵送により返送する方法又は政府統計オンラインで回答する方法のどちらかにより回答を求めた。有効回答が得られた 8,634 施設について集計した。有効回答率は 45.4%（8,634／18,997）であった。施設種別の回収状況については別表を参照のこと。

なお、令和 2 年度は「医療施設静態調査」実施年であり、回答者の負担軽減の観点から、調査項目の重複是正のため、第一種施設※票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外した。

※ 第一種施設は多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、国及び地方自治体の行政機関の庁舎等が該当するが、令和 2 年度は「医療施設静態調査」実施年であり、回答者の負担軽減の観点から、調査項目の重複是正のため、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外している。

4. 調査項目

各調査対象における喫煙環境の状況について

5. 結果の集計

集計結果の評価のうち、「有意に高かった（低かった、増加した、減少した）」については、統計学的な検定（両側有意水準 5 %とした Z 検定）に基づき記述した。

6. その他

調査の詳細については、「令和２年度喫煙環境に関する実態調査の概要」を参照のこと。

II. 結果の概要

第１部 令和２年度調査の結果

1. 学校、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）の喫煙環境

改正法が全面施行された令和２年１２月時点で、第一種施設のうち、火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこの敷地内全面禁煙について、施設種別でみると、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が９４．５％と最も高かった（第１表）。

改正法では、第一種施設の場合、敷地内禁煙としているが、この第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所を喫煙場所（以下「特定屋外喫煙場所」という。）とすることができるとしている。敷地内全面禁煙にしていないと回答した施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合は「行政機関」の９５．２％が最も高く、次いで「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」が９１．３％だった。

なお、令和２年度は「医療施設静態調査」実施年であることから、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、全体の結果は示していない。

第１表 第一種施設の喫煙環境

単位：％

	敷地内全面禁煙状況		
	禁煙にしている	禁煙にしていない (うち、特定屋外喫煙場所を設置している割合)	不明
全体	…	…	…
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	94.5	5.5 (50.0)	—
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	70.9	29.1 (91.3)	—
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	60.4	39.6 (85.7)	—
病院、一般診療所、歯科診療所	…	…	…
助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設	86.5	10.8 (37.5)	2.7
児童福祉施設（保育所等）	83.9	14.3 (50.0)	1.8
行政機関	66.1	33.9 (95.2)	—

※ 「医療施設静態調査」実施年のため、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所、歯科診療所を除外

「…」数値が得られないもの

「—」皆無又は該当数値のないもの

2. 一般施設、事業所、飲食店（第二種施設※）の屋内の喫煙環境

令和2年4月の改正法全面施行後の状況として、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている一般施設、事業所、飲食店（以下「一般施設等」という。）は全体の72.2%であり、喫煙専用室を設置している一般施設等は8.5%であった（第2表）。

※ 第二種施設は多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設が該当するが、本調査では一般施設等とその他の第二種施設等に分けて集計を行っている。

第2表 一般施設等の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙環境

単位：％

	屋内の喫煙環境 (火をつけて喫煙するたばこ)			
	屋内全面 禁煙	喫煙専用 室設置	左記以外	不明
全 体	72.2	8.5	18.3	1.0
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	93.9	1.4	4.4	0.3
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	86.8	4.5	8.2	0.4
障害者福祉施設	80.7	8.4	9.6	1.2
救護施設、更生施設、宿所提供施設	41.7	25.0	33.3	—
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング、テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※市町村等の自治体管理施設を含む	90.1	3.2	6.7	—
司法機関（国）	99.3	—	0.7	—
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	94.6	4.2	1.2	—
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	74.6	9.3	14.1	2.1
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	80.4	5.6	14.0	—
マージャンクラブ	31.8	12.1	56.1	—
パチンコホール	18.8	78.6	2.7	—
ゲームセンター	76.5	19.6	3.9	—

競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の の娯楽施設	45.2	42.5	11.6	0.7
公園、テーマパーク、遊園地	84.8	6.1	9.1	—
ホテル、旅館等宿泊施設	50.0	27.9	21.8	0.3
集会場、会議場	78.5	11.6	9.3	0.6
一般バスターミナル	66.7	16.7	16.7	—
空港旅客ターミナル	32.4	64.8	2.8	—
居酒屋、ビヤホール	45.5	8.2	44.0	2.4
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	25.1	5.6	67.0	2.3
喫茶店	67.0	10.1	20.8	2.2
上記以外の食堂、レストラン等	84.7	4.2	9.9	1.2
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	70.9	8.9	19.7	0.6

「—」皆無又は該当数値のないもの

また、一般施設等における加熱式たばこの喫煙環境について、「屋内全面禁煙にしている」は70.9%であり、「喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）」は7.0%、「加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）」は0.5%、「加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）」は5.7%であった（第3-1表）。

第3-1表 一般施設等の屋内における加熱式たばこの喫煙環境

単位：％

	屋内の喫煙環境（加熱式たばこ）					
	屋内全 面禁煙	喫煙専 用室で 加熱式 たばこ の喫煙 も可 （喫煙 のみ、 飲食等 は不 可）	加熱式 たばこ 専用の 喫煙の みを行 う部屋 の設置 （喫煙 のみ、 飲食等 は不 可）	加熱式 たばこ 専用喫 煙室の 設置 （加熱 式たば こ専用 の喫煙 及び飲 食等も 行える 部屋の 設置）	左記 以外	不明
全 体	70.9	7.0	0.5	5.7	13.4	2.4
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、	93.6	1.1	0.3	1.9	1.4	1.7

植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）						
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	86.0	4.1	—	4.9	3.3	1.6
障害者福祉施設	81.9	7.2	—	3.6	7.2	—
救護施設、更生施設、宿所提供施設	41.7	25.0	—	8.3	25.0	—
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング、テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※市町村等の自治体管理施設を含む	89.7	3.2	0.3	2.2	4.2	0.3
司法機関（国）	99.3	—	—	—	0.7	—
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	95.2	3.6	—	—	0.6	0.6
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	72.8	7.2	0.6	5.7	10.8	3.0
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	78.9	5.0	0.3	4.3	9.9	1.6
マージャンクラブ	30.3	9.1	—	16.7	42.4	1.5
パチンコホール	19.2	69.6	4.0	6.3	0.4	0.4
ゲームセンター	76.5	17.6	2.0	2.0	2.0	—
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	45.9	32.9	0.7	10.3	8.9	1.4
公園、テーマパーク、遊園地	84.8	5.3	—	3.0	6.1	0.8
ホテル、旅館等宿泊施設	48.7	23.8	0.7	8.1	17.1	1.7
集会場、会議場	78.5	11.0	—	3.5	6.4	0.6
一般バスターミナル	66.7	16.7	—	8.3	8.3	—
空港旅客ターミナル	33.8	63.4	1.4	1.4	—	—
居酒屋、ビヤホール	44.1	6.4	0.3	2.4	43.8	3.0
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	22.5	4.2	0.5	1.6	67.4	3.9
喫茶店	65.4	7.5	0.3	1.9	21.7	3.1
上記以外の食堂、レストラン等	83.1	3.5	0.3	0.9	10.0	2.1
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	69.7	7.4	0.6	7.1	12.9	2.3

「—」皆無又は該当数値のないもの

3. 既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の喫煙環境

改正健康増進法の全面施行（令和2年4月1日）の際、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下で客席の部分の床面積が100㎡以下）が運営するもの（以下「既存特定飲食提供施設」という。）については、経過措置として、喫煙可能室設置施設の届出により、当該施設の屋内の場所の全部又は一部の場所を喫煙することができる場所として定めることができることとしている（改正法附則第2条）。

本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち中小企業又は個人事業者で、かつ客席面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。また、喫煙可能室設置施設の届出の有無を調査していないが、既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店のうち、屋内の喫煙環境について「屋内全面禁煙及び喫煙専用室設置以外（左記以外）」※と回答しているものが、喫煙可能室設置施設（屋内全部又は一部喫煙可）の要件に該当すると考えられる。

全ての飲食店に占める、既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店のうち「左記以外」と回答した飲食店（喫煙可能室設置施設と考えられる飲食店）の割合は25.0%であった。内訳としては、中小企業では「居酒屋、ビヤホール」が0.9%、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」が0.9%、「喫茶店」が0.2%、「それ以外の食堂、レストラン等」が0.4%であった。また、個人事業者では「居酒屋、ビヤホール」が7.5%、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」が8.7%、「喫茶店」が2.3%、「それ以外の食堂、レストラン等」が4.1%であった（第3-1-1表）。

既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店のうち、「左記以外」と回答した割合を企業規模別及び施設種別にみると、中小企業については全体で19.7%、「居酒屋、ビヤホール」では33.1%、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」では76.7%、「喫茶店」では12.5%、「それ以外の食堂、レストラン等」では5.9%であった。また、個人事業者については全体で37.9%、「居酒屋、ビヤホール」では54.1%、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」では69.4%、「喫茶店」では27.8%、「それ以外の食堂、レストラン等」では16.4%であった（第3-1-2表）。

※ バー、スナック等に、喫煙を主たる目的とする施設（喫煙目的施設）が含まれている可能性がある。

第3-1-1表 飲食店における屋内の喫煙環境

屋内 全面禁煙	喫煙専用室設置				屋内全面禁煙及び喫煙専用室設置以外											単位：％	
	喫煙専用 室かつ加 熱式たば こ専用喫 煙室設置	喫煙専用室または 加熱式たばこ		小計	既存特定飲食提供施設（※1）と考えられる施設のうち 喫煙可能施設設置施設（※2）と考えられる施設										既存特 定飲食 提供施 設以外 の飲食 店	小計	その他
		喫煙専用 室設置	加熱式た ばこ専用 喫煙室設 置		中小企業					個人事業者							
					居酒屋、 ビヤホー ル	バー、 キャバ レー、ナ イトクラ ブ、スナ ック	喫茶店	それ以外 の食堂、 レストラ ン等	居酒屋、 ビヤホー ル	バー、 キャバ レー、ナ イトクラ ブ、スナ ック	喫茶店	それ以外 の食堂、 レストラ ン等	小計				
62.2	0.9	5.1	0.9	6.9	0.9	0.9	0.2	0.4	7.5	8.7	2.3	4.1	25.0	1.7	26.7	4.2	

※1 本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち中小企業又は個人事業者、かつ客席面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

※2 本調査においては、喫煙可能室設置施設の届出の有無を調査していないが、既存特定飲食提供施設のうち、屋内の喫煙環境について「屋内全面禁煙及び喫煙専用室設置以外（左記以外）」※と回答しているものが、喫煙可能室設置施設（屋内全部又は一部喫煙可）の要件に該当すると考えられる。

※ バー、スナック等に、喫煙を主たる目的とする施設（喫煙目的施設）が含まれている可能性がある。

第3-1-2表 既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店における
企業規模別及び施設種別の屋内喫煙環境

単位：％

既存特定飲食提供施設※と考えられる飲食店		屋内の喫煙環境			
		全面禁煙	喫煙専用 室設置	左記以外	不明
中小企業	全体	72.5	6.5	19.7	1.2
	居酒屋、ビヤホール	56.7	10.2	33.1	—
	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	15.0	8.3	76.7	—
	喫茶店	68.8	18.8	12.5	—
	上記以外の食堂、レストラン等	89.3	2.7	5.9	2.1
個人事業者	全体	55.7	4.6	37.9	1.8
	居酒屋、ビヤホール	37.8	6.0	54.1	2.1
	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	22.3	6.2	69.4	2.1
	喫茶店	62.7	8.0	27.8	1.4
	上記以外の食堂、レストラン等	80.1	1.8	16.4	1.7

「—」皆無又は該当数値のないもの

※ 本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち飲食店中小企業又は個人事業者、かつ客席面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

4. その他の第二種施設等（不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者）の屋内の喫煙環境

商業用不動産（オフィス）の共用部において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている不動産管理事業者は 72.1%、加熱式たばこを屋内全面禁煙としている事業者は 71.1%であった。

また、鉄道、モノレール、ケーブルカー等の車両において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている車両は 96.2%、加熱式たばこについても火をつけて喫煙するたばこと同様の取扱いにしている車両は 95.1%であり、鉄道業において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 96.4%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 95.5%であった。

一方、専用バスターミナル（一般バスターミナルを除く）においては、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 85.7%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 76.3%であった。

一般旅客定期航路事業（フェリー、定時運航の遊覧船等）の船舶において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている船舶は 84.9%、加熱式たばこについて火をつけて喫煙するたばこと同様の取扱いにしている船舶は 87.6%であり、一般旅客定期航路事業の旅客船ターミナルにおいて、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 78.3%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 78.0%であった。

別表

施設種別の回収状況

施設種別	調査客体数	有効回答数	有効回答率
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	68	60	88.2%
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）、大学院、専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	205	164	80.0%
病院（※）、一般診療所（※）、歯科診療所（※）、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設	161	79	49.1%
児童福祉施設（保育所等）	91	67	73.6%
行政機関	206	171	83.0%
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	346	185	53.5%
福祉施設	461	327	70.9%
スポーツ提供施設	409	248	60.6%
司法機関（国）	145	142	97.9%
地方自治体立法機関（議会）	151	150	99.3%
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	646	290	44.9%
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	807	309	38.3%
マージャンクラブ、パチンコホール	764	305	39.9%
競輪・競馬等の競走場、ゲームセンター、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	956	340	35.6%
公園、テーマパーク、遊園地	344	245	71.2%
ホテル、旅館等宿泊施設	737	336	45.6%
集会場、会議場	399	311	77.9%
一般バスターミナル	25	14	56.0%
空港旅客ターミナル	95	77	81.1%
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	646	300	46.4%
居酒屋、ビヤホール	2,458	908	36.9%
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	2,458	792	32.2%
喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等	3,688	1,678	45.5%
商業用不動産（オフィス）共用部	1,076	526	48.9%
鉄軌道駅、鉄道車両	321	182	56.7%
専用バスターミナル	311	192	61.7%
旅客船、旅客船ターミナル	1,023	236	23.1%
合計	18,997	8,634	45.4%

※ 「医療施設静態調査」実施年であるため調査対象から除外

第2部 令和元年度と令和2年度との経年比較

令和元年度及び令和2年度の結果について、主な項目を調査年度別に示した（第4表）。

調査対象（全国を調査範囲とする、第一種施設、一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者）、調査方法（郵送調査又はオンライン調査）、調査対象の選定方法（層化無作為抽出）は両調査において同一である。

なお、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、全体の結果は示していない。

第4表 主要項目における調査結果の令和元年度との比較

			令和元年度	令和2年度
調査の時点における改正法の施行状況			一部施行	全面施行後
有効回答率 (有効回答数／調査客体数)			45.9% (8,323／18,138)	45.4% (8,634／18,997)
第一種施設	敷地内全面禁煙		85.9% (火をつけて喫煙するたばこ)	…
	特定屋外喫煙場所の設置 (敷地内全面禁煙でない施設が回答)		74.2% (火をつけて喫煙するたばこ)	…
一般施設・ 事業所・飲 食店等	屋内	屋内全面禁煙	64.3% (火をつけて喫煙するたばこ) 62.6% (加熱式たばこ)	72.2% (火をつけて喫煙するたばこ) 70.9% (加熱式たばこ)
		喫煙専用室の設置	10.1% (火をつけて喫煙するたばこ)	8.5% (火をつけて喫煙するたばこ)
		加熱式たばこ専用 喫煙室※の設置	1.0%	5.7%

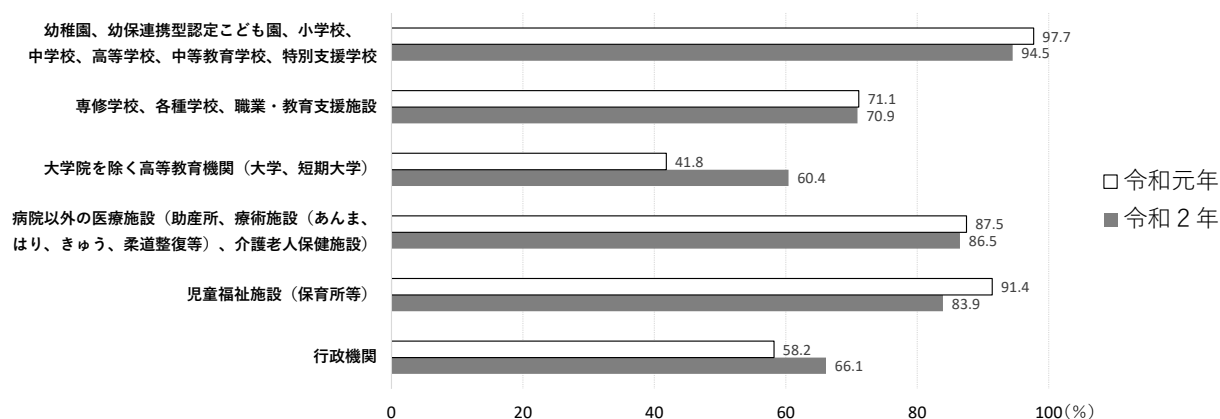
「…」数値が得られないもの。「医療施設静態調査」実施年のため「病院、一般診療所及び歯科診療所」は第一種施設の対象から除外

※ 加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置

1. 敷地内全面禁煙状況（第一種施設）

第一種施設における敷地内全面禁煙の割合を施設種別にみると、「大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）」及び「行政機関」が増加し、その他は低下した（第1図）。

なお、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、「病院以外の医療施設」について、令和元年度は一般診療所、歯科診療所を含むが、令和2年度には含まれない。



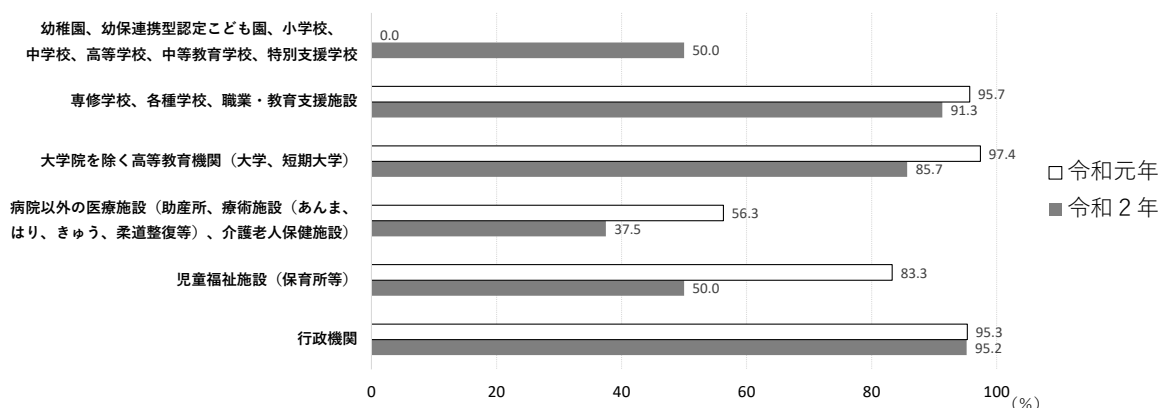
※ 「病院以外の医療施設」について、令和元年度は一般診療所、歯科診療所を含むが、令和2年度には含まれない。

第1図 第一種施設の敷地内全面禁煙状況（禁煙にしている割合）

2. 特定屋外喫煙場所の設置状況（第一種施設）

第一種施設において、敷地内全面禁煙にしていないと回答した施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合を施設種別にみると、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が増加し、その他は低下した（第2図）。

なお、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、「病院以外の医療施設」について令和元年度は一般診療所、歯科診療所を含むが、令和2年度は含まれない。



※ 令和元年の「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」には該当数値がない。

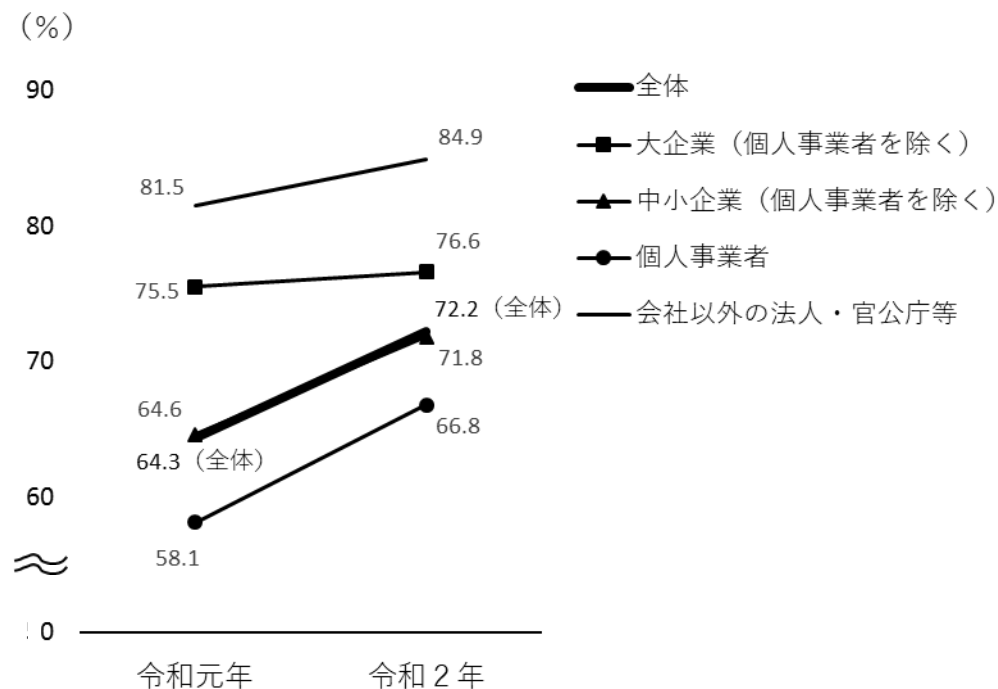
※ 「病院以外の医療施設」について、令和元年度は一般診療所、歯科診療所を含むが、令和2年度には含まれない。

第2図 敷地内全面禁煙にしていない第一種施設のうち特定屋外喫煙場所を設置している割合

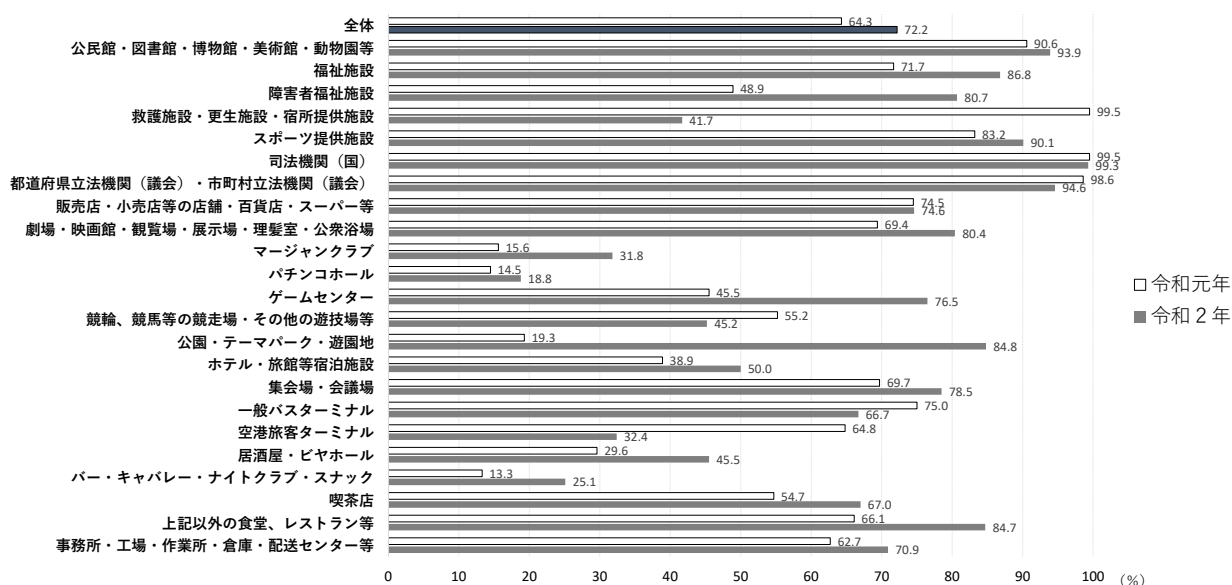
3. 火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙及び喫煙専用室設置の状況（一般施設・事業所・飲食店）

一般施設等における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の状況について企業規模別にみると、令和元年度から令和2年度にかけて、全ての規模の施設で割合が増え、全体では64.3%から72.2%に有意に増加した（第3図）。両年度とも「会社以外の法人・官公庁等」が屋内全面禁煙としている割合が最も高く8割を超え、次いで「大企業（個人事業者を除く）」が7割を超えていた。

一般施設等の施設種別に、火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の割合を示す（第4図）。



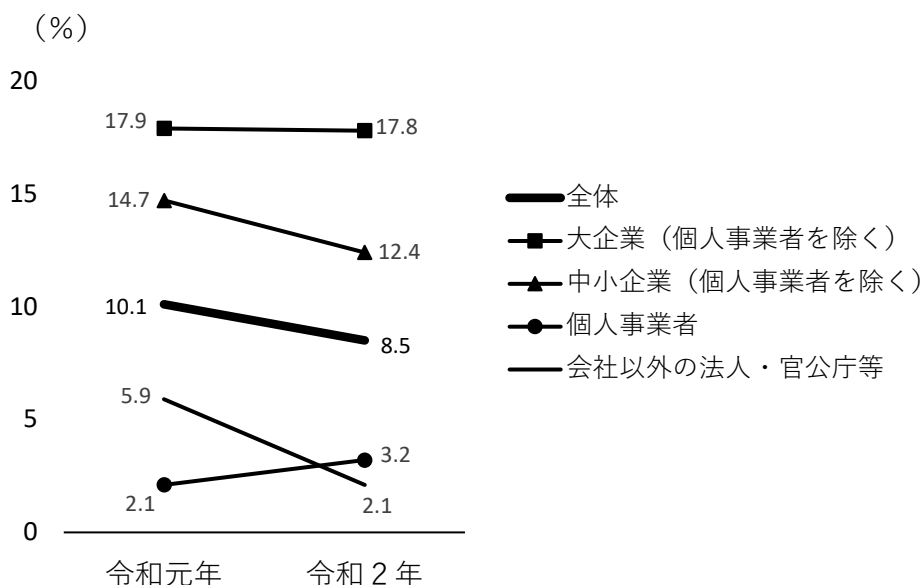
第3図 一般施設等の企業規模別にみた屋内全面禁煙の割合（火をつけて喫煙するたばこ）



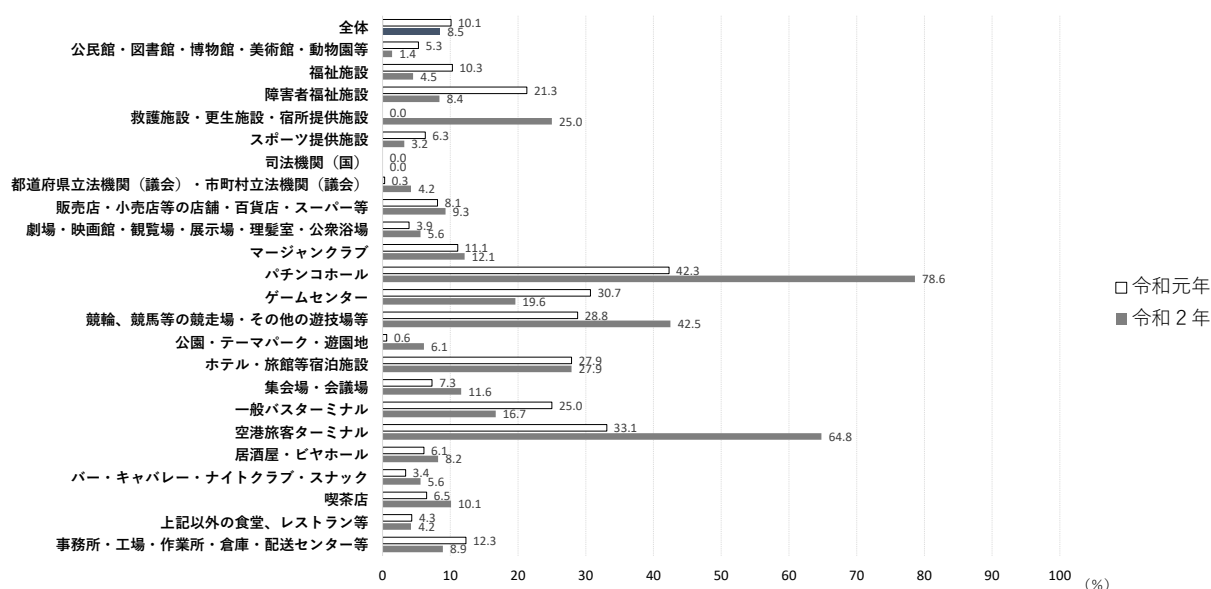
第4図 一般施設等の施設種別にみた屋内全面禁煙の割合（火をつけて喫煙するたばこ）

一般施設等の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置状況について企業規模別にみると、令和元年度から令和2年度にかけて、全体では10.1%から8.5%へ有意に低下した（第5図）。両年度とも「大企業（個人事業者を除く）」の喫煙専用室設置率が最も高く約2割、次いで「中小企業（個人事業者を除く）」が約1割であった。

一般施設等の施設種別に、火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の割合を示す（第6図）。



第5図 一般施設等の企業規模別にみた喫煙専用室設置の割合（火をつけて喫煙するたばこ）

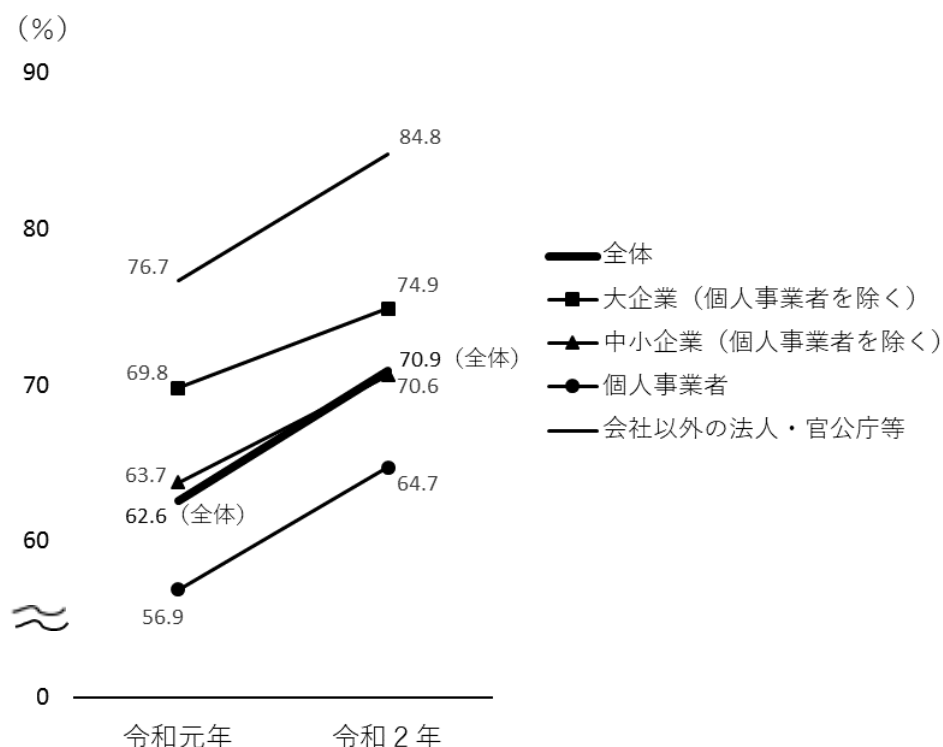


第6図 一般施設等の施設種別にみた喫煙専用室設置の割合（火をつけて喫煙するたばこ）

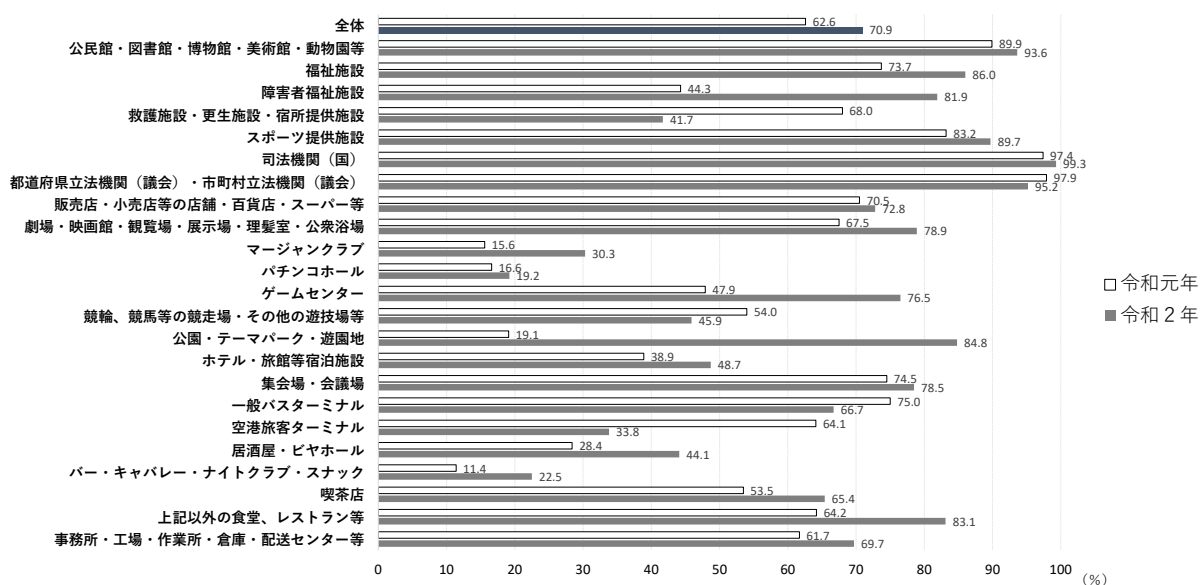
4. 加熱式たばこの屋内全面禁煙及び加熱式たばこ専用喫煙室設置の状況（一般施設・事業所・飲食店）

一般施設等における加熱式たばこの屋内全面禁煙の状況について企業規模別にみると、令和元年度から令和2年度にかけて、全体では62.6%から70.9%に有意に増加し、全ての規模で屋内全面禁煙の割合が有意に増えた（第7図）。両年度とも「会社以外の法人・官公庁等」が屋内全面禁煙としている割合が最も高く約8割、次いで「大企業（個人事業者を除く）」が約7割であった。

一般施設等の施設種別に、加熱式たばこの屋内全面禁煙の割合を示す（第8図）。



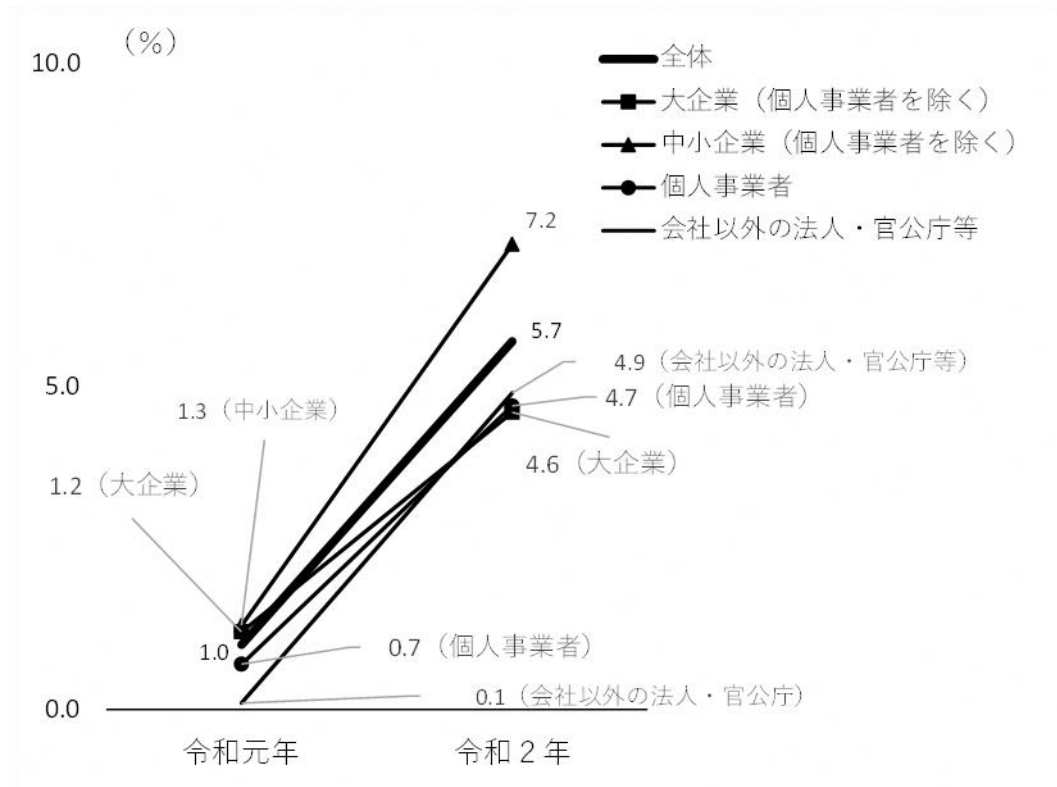
第7図 一般施設等の企業規模別にみた屋内全面禁煙の割合（加熱式たばこ）



第8図 一般施設等の施設種別にみた屋内全面禁煙の割合（加熱式たばこ）

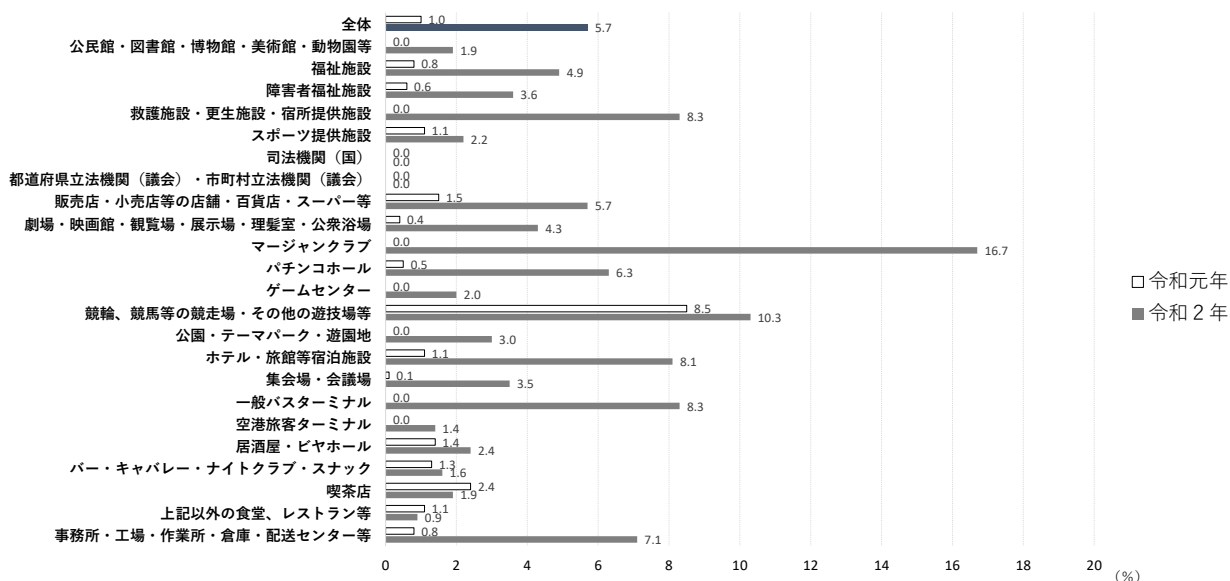
一般施設等の屋内における加熱式たばこ専用喫煙室設置（加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置）状況について企業規模別にみると、令和元年度から令和2年度にかけて、全体では1.0%から5.7%へ有意に増加し（第9図）、全ての規模において、令和2年度は令和元年度に比べて加熱式たばこ専用喫煙室設置割合が有意に増加した。

一般施設等の施設種別に、加熱式たばこ専用喫煙室設置の割合を示す（第10図）。



第9図 一般施設等の企業規模別にみた加熱式たばこ専用喫煙室設置※の割合

※ 加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置



第10図 一般施設等の施設種別にみた加熱式たばこ専用喫煙室設置※の割合

※ 加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置